

第2期 南島原市いのち支える自殺対策計画 (素案)

南島原市

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2
第2章 本市における自殺の現状	3
1. 現状分析にあたって	3
2. 自殺者数の推移	3
3. 性別・年代別自殺者数	3
4. 自殺死亡率の推移	4
5. 対策が優先されるべき対象群の把握	4
第3章 いのち支える自殺対策の取組みと評価	7
1. 自殺者数・死亡率（目標値と実績）	7
2. 基本施策（実績と評価）	8
3. 重点施策（実績と評価）	9
4. 生きる支援関連施策（実績と評価）	10
第4章 自殺対策における取組	19
1. 施策の方針	19
2. 基本施策	20
3. 重点施策	22
4. 生きる支援関連施策	23
第5章 自殺対策の推進体制	31
1. 計画推進体制	31
2. 市民参加による計画推進体制	31
第6章 参考資料	32

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

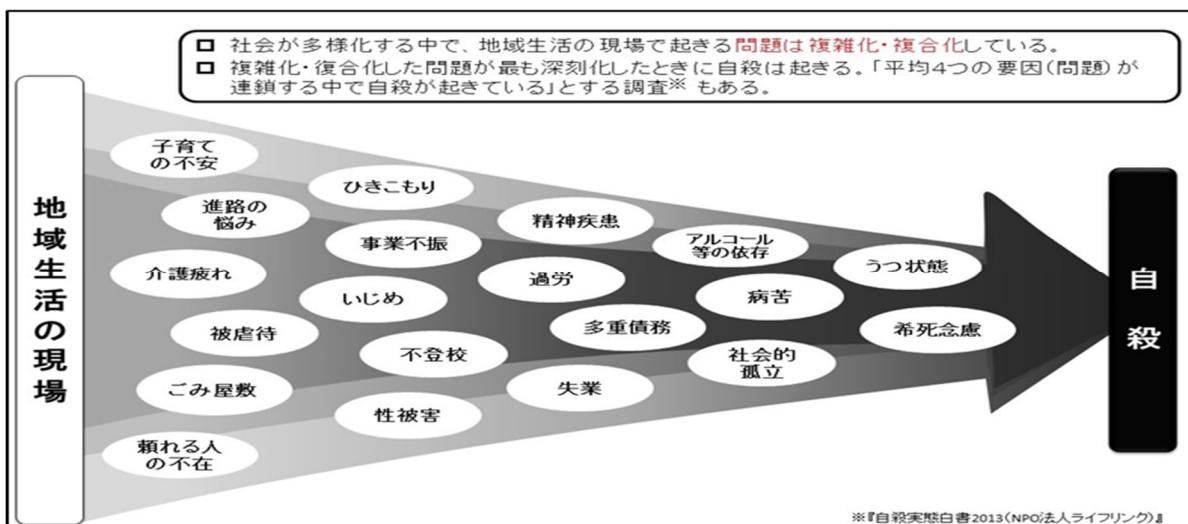
我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は、減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2（2020）年には、再び増加に転じました。世界全体が社会・経済的に危機的状況に陥り、感染症拡大の終息にめどが立たない中で多くの人が様々な不安や負担、ストレスを抱える状態になったことが背景にあるといわれています。

平成28（2016）年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。本市においてもこれらの趣旨を踏まえ、令和元年6月に地域の実情に即した自殺対策の取組を推進するため、「南島原市いのち支える自殺対策計画」を策定し、各関係機関や関係部署とのネットワーク強化や市民に対する普及啓発に取り組んできました。

このような中、自殺対策を更に強化し、加速させるため、令和4（2022）年10月に国は「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。見直しの大綱では、コロナ禍の自殺の動向を踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げられています。

本市では、現計画（以下第1期計画）の計画期間が終了することから、これまでの実施から見えた課題を庁内連携会議で審議し、第2期南島原市いのち支える自殺計画を策定しました。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第Ⅱ期南島原市総合計画」、「こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランIV）」、「高齢者福祉計画」、「障害者計画及び障害福祉計画」等との整合性を図りながら策定します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間とします。

4. 計画の数値目標

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和 8 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年と比べて 30% 以上減らし 13.0 以下とすることを目標として定めました。

このような国の方針を踏まえ、本計画の目指すべき目標値として、平成 27 年の自殺死亡率 14.1（自殺者数 7 人）を、令和 10 年までにおおむね 30% 減少の 9.9（3 人）の水準以下にすることを目指します。

	現状※ 1	第 1 期計画の目標値※ 2	第 2 期計画の目標値※ 3
		令和元年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 10 年度
基準日	平成 27 年	令和元年度～令和 5 年度 (5 力年平均)	令和 6 年度～令和 10 年度 (5 力年平均)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	14.1	12 以下	9.9 以下
自殺者数	7 人	5 人以下	3 人以下
対 27 年比	100%	85%	70%
人口※ 4	49,625 人	44,100 人	38,786 人

※ 1 現状の自殺死亡率（人数）は、自殺統計（自殺日・住居地）より。

※ 2・3 第 1 期・第 2 期計画の目標及び参考については、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口をもとに自殺死亡率（人数）を算出。

※ 4 人口は R2 年国勢調査人口をもとに、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出した推計値

第2章 本市における自殺の現状

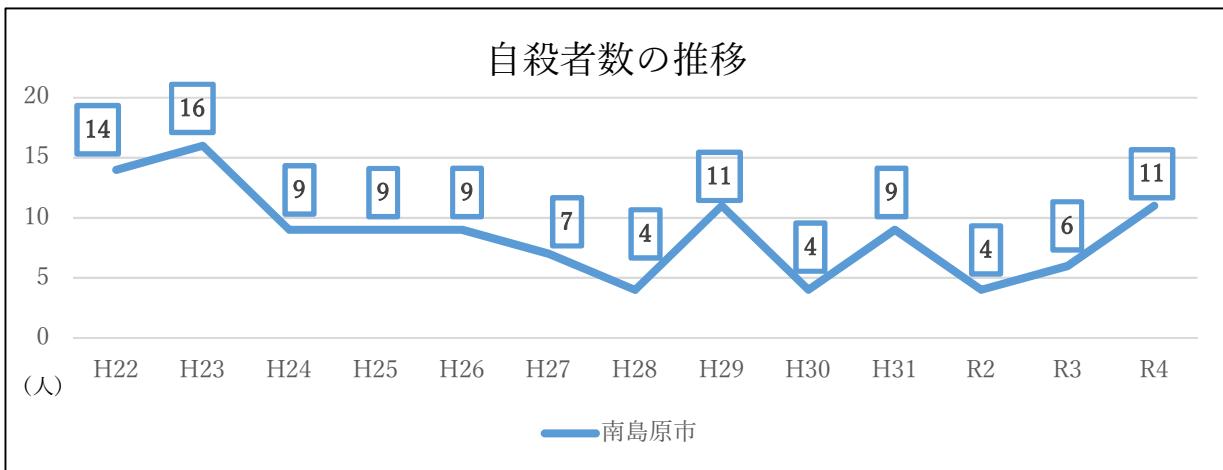
1. 現状分析にあたって

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」等を活用し本市における自殺の現状分析をしました。

2. 自殺者数の推移

本市の年間自殺者数は、平成23年の16人をピークに以降徐々に減少していました。直近5年は、年による増減はありますが、全体的には増加傾向にあります。

図2：南島原市における自殺者数の推移（平成22年から令和4年）



【出典】地域自殺実態プロファイル

3. 性別・年代別自殺者数

平成29年から令和3年までの本市における年代別傾向で自殺者数が多いのは、男性は30歳代、50歳代、60歳代、80歳以上、女性は70歳代、80歳以上が多くなっています。性別では男性の自殺者が多く、全体でみると男性の自殺者は、女性の2.8倍にのぼっています。

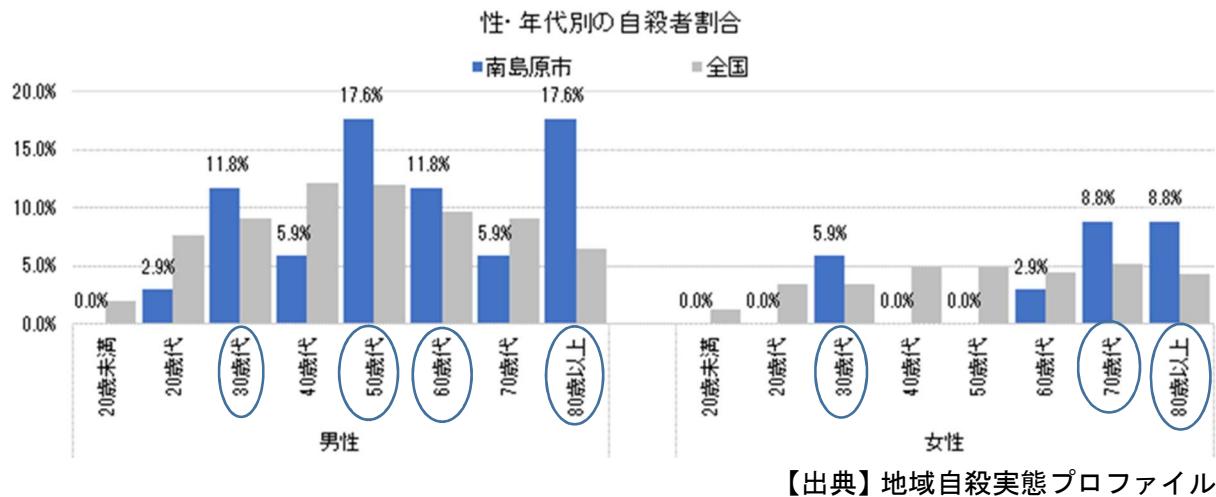
本市では男性、女性ともに高齢者の自殺者が多いのが特徴的です。

図3：南島原市における自殺者数（男女・年齢別、平成29年から令和3年合計）

年齢区分	20未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80以上	合計
男性	0	1	4	2	6	4	2	6	25
女性	0	0	2	0	0	1	3	3	9
合計	0	1	6	2	6	5	5	9	34

【出典】地域自殺実態プロファイル

図4：南島原市における自殺者割合（男女・年齢別、平成29年～令和3年）

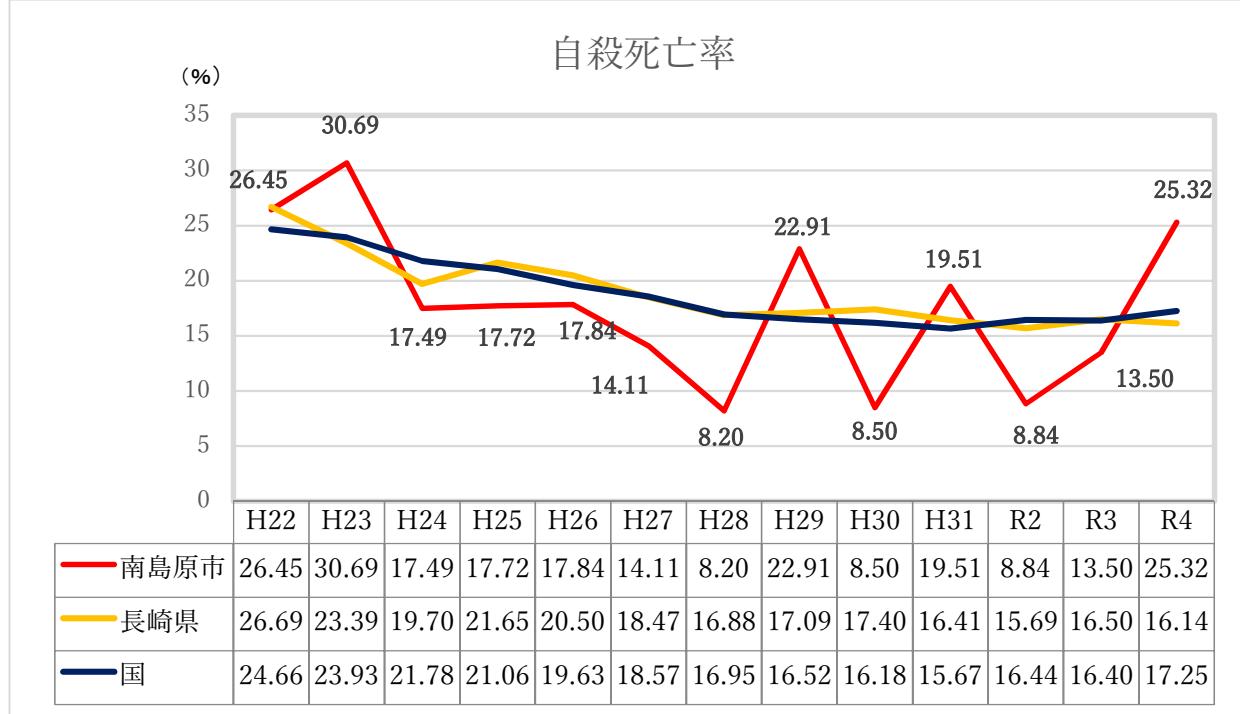


【出典】地域自殺実態プロファイル

4. 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率（10万対）の推移をみると、平成23年をピークに以降、徐々に死亡率も減少している。平成29年、平成31年は、県、全国の自殺死亡率より高く、年により増減がありますが令和2年から増加傾向にあります。

図5：南島原市における自殺死亡率（平成22年から令和4年）



【出典】地域自殺実態プロファイル

5. 対策が優先されるべき対象群の把握

（1）地域の主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

本市の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分が「男性・60歳以上無職同居」であり、次いで「男性・60歳以上無職独居」「女性性・60歳以上無職同居」と続きます。

図6：本市における高リスク対象群

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※1 (10万対)	背景にある主な自殺の危険経路※2
1位：男性 60歳以上 無職同居	6	17.6%	31.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：男性 60歳以上 無職独居	4	11.8%	113.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位：女性 60歳以上 無職同居	4	11.8%	12.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性 40~59歳 無職独居	3	8.8%	911.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位：男性 20~39歳 無職同居	3	8.8%	28.3	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※1 自殺死亡率の人口（母数）は、令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※2 「背景にある主な自殺の危険経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

【出典】地域自殺実態プロファイル

（2）勤務・経営関連

本市の自殺者の5年間の累計について有職者の職業を比較すると、自営業・家族従業者の割合は全国より高く、被雇用者・勤め人は低い割合となっています。

図7：本市における有職者の自殺の内訳

（平成29年～令和3年合計、性・年齢・同居の有無不詳を除く）

職業	自殺者	割合	全国割合
自営業・家族従業者	5	45.5%	17.5%
被雇用者・勤め人	6	54.5%	82.5%
合計	11	100%	100%

【出典】地域自殺実態プロファイル

（3）高齢者関連

本市の自殺者の5年間の累計について、60歳以上の自殺の内訳をみると、男性60歳代の同居人あり、80歳以上の同居人あり、同居人なしと全国と比較して高くなっています。女性では、70歳代、80歳以上ともに同居人あり、同居人なしともに全国と比較して高くなっています。

図8：60歳以上の自殺の内訳（平成29年～令和3年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	3	1	15.8%	5.3%	14.0%	10.4%
	70歳代	1	1	5.3%	5.3%	15.0%	8.0%
	80歳以上	4	2	21.1%	10.5%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	1	0	5.3%	0%	8.7%	2.8%
	70歳代	2	1	10.5%	5.3%	9.1%	4.3%
	80歳以上	2	1	10.5%	5.3%	6.9%	4.3%
合計		19		100%		100%	

【出典】地域自殺実態プロファイル

第3章 いのち支える自殺対策の取組みと評価

1. 自殺者数・死亡率（目標値と実績）

南島原市では、第1期計画より基本施策と重点施策それぞれに目標値を立て取り組んできました。第1期計画策定に際して、全庁横断的に自殺対策に関する事業を洗い出し、自殺対策は一つの課だけではなく、全庁のあらゆる課が意識を持って取り組むべき課題であるとの認識を深め毎年評価を行ってきました。

第1期計画で設定した数値目標を基に計画の達成状況を以下のとおり評価します。

※なお、第1期計画の計画期間は、令和5年度までとなります。現時点で当該計画への掲載可能な令和4年度、または令和3年度の実績で評価しています。

【目標値】

数値目標	基準値	第1期計画目標値
	平成27年	令和元年度～令和5年度
自殺死亡率（人口10万対）	14.1	12以下
自殺者数	7人	5人以下

【実績】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率 (人口10万対)	8.2	22.9	8.5	19.5	8.8	13.5	25.3
自殺者数	4	11	4	9	4	6	11

計画全体の数値目標となる「自殺死亡率（人口10万対）」は、平成29年22.9をピークに減少していましたが、令和3年から再び増加し、令和4年時点で25.3となり第1次計画の目標12を達成することはできませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年から増加傾向にあるため、数値目標を一つの目安にして今後減少傾向できるように引き続き自殺対策を推進していく必要があります。

2. 基本施策（実績と評価）

第1期計画の基本施策の実施状況とその達成率は、以下の通りです。

コロナ禍等の状況下で実施困難な事業も一部見受けられました。

（1）地域におけるネットワークの強化

評価指標	目標数値	実績値（令和4年）	達成率	担当課
自殺対策推進本部会議の開催	年1回	—	—	福祉課
自殺対策庁内連携会議の開催	年1回	—	—	福祉課
自殺対策ネットワーク会議の開催	年1回	—	—	福祉課

※新型コロナウイルス感染拡大のため令和2年以降開催できていない状況である。

（2）自殺対策を支える人材育成

評価指標	目標数値	実績値（令和4年）	達成率	担当課
市職員のゲートキーパー養成講座の開催	年1回	—	—	人事課、福祉課
自殺関連の研修会や講演会における理解度（アンケートにより「理解できた」「よかったです」と回答した割合	70%	—	—	福祉課

※新型コロナウイルス感染拡大のため実施できていない状況である。

（3）市民への啓発と周知

評価指標	目標数値	実績値（令和4年）	達成率	担当課
啓発リーフレット等の作成・配布	3,300部	住民対応の窓口に配置、出前講座、高齢者の自主グループでの講話で配布	100	福祉課
市広報紙での啓発	年1回	年2回	200	秘書広報課

(4) 生きることの促進要因への支援

評価指標項目	目標数値	実績値（令和4年）	達成率	担当課
自死遺族支援事業	年2回	年2回	100	福祉課

自死遺族のつどいを年2回実施できた。遺された人への支援に取り組むことができた。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価指標項目	目標数値	実績値（令和4年）	達成率	担当課
市内中学校において自殺対策に関連する取組（授業・講演等）を実施している学校数	8校	—	—	福祉課

※新型コロナウイルス感染拡大のため実施できていない状況である。

3. 重点施策（実績と評価）

第1期計画の重点施策の実施状況と達成率は、以下の通りです。

(1) 高齢者対策

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進しました。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じた対策に努めました。

【取組内容】

- ①高齢者の健康不安に対する支援
- ②社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- ③高齢者を支援する家族等に対する支援

(2) 生活困窮者対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、多分野の相談実施機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行いました。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ

取組を実施しました。

【取組内容】

- ①生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化
- ②関係機関とのネットワークの構築と連携

(3) 勤務・経営対策

勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動を強化しました。さらには、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等の取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備に努めました。

【取組内容】

- ①勤務・経営による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
- ②勤務・経営問題の現状に関する啓発や相談先の周知

4. 生きる支援関連施策（実績と評価）

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
南島原市いのち支える自殺対策推進本部	本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進する。(庁内連携会議含む)	福祉課	○	○	○	—	—
防犯パトロール	パトロールを通して市民の見守りを行う。	防災課	○	○	○	—	—
健康づくり環境整備	市と運動推進団体との連携を図り、健康づくりの支援体制を強化する。(ウォーキングマップを作製)	健康づ くり課	○			マップ作製	100
在宅医療・介護連携推進	地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護介護職員、ケアマネージャー等多職種が連携し在宅医療提供の構築を行う。(協議会の開催)	福祉課	○			実施	80

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	実績値(R4)	達成率
高齢者ネットワーク体制整備	市高齢者虐待防止対策地域協議会を設置し、連携協力体制を整備するとともに、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護との自殺の関連性等について情報共有を行う。 (年1回開催)	福祉課	○			—	—
地域自立支援協議会	障がい者が社会活動を行う上で問題点を各関係機関で整理し、支援策を協議・検討することにより、地域で暮らせる環境づくりを行う。(年2回開催)	福祉課	○	○	○	実施	100
障がい者虐待防止対策会議	障害者虐待防止法の定めにより虐待防止センターを設置し、通報を受けた際の安全対策や事実確認等を行う。	福祉課	○	○	○	実施	100

(2) 自殺対策を支える人材の育成

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	実績値(R4)	達成率
支援関係者に対する研修会	ケアマネージャー・民生委員等地域における支援者を対象に、精神保健福祉制度や精神疾患、ひきこもり等についての研修を行う。	福祉課	○	○	○	実施	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
ゲートキーパー養成講座	地域住民や市職員等を対象に、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。	福祉課 人事課				—	—

(3) 市民への啓発と周知

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
「広報みなみしまばら」発行	市の政策や取組み、市の動きや様々な行事などを全市民に伝達する。	総務秘書課	○	○	○	年2回掲載	200
市政出前講座	行政施策の理解と周知を図るため、市民から依頼があった際に、地域に出向いて説明及び意見交換を行う。	総務秘書課	○	○	○	講座開催希望に応じて実施できた	100
人権推進研修	市民の人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重の普及を図る。	市民課	○	○	○	ポスターの掲示 HP の啓発実施	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	実績値(R4)	達成率
ひまわりプラン推進	「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」の計画推進における健康づくり・食育推進運動団体の推進活動及び講演等による市民に健康づくりの啓発を行う。	健康づくり課	○			実施	100
健康福祉まつり	健康づくりや食育に関する情報及び関係機関・団体等の活動内容を市民に提供し、市民が主体的に健康づくりや食育に取り組む意識の向上を図る。	健康づくり課 福祉課 こども未来課	○			実施	100
介護予防	元気な高齢者を対象とし、健康教育、健康相談等の生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う。	福祉課	○			実施	100
こころの健康づくり講演	講演会を通じて、心の健康について普及啓発を行う。また、自死遺族に対しては、専門家が、心の落ち着きと平常心を取り戻す相談を行う。	福祉課	○	○	○	—	—
育児体験学習	子どもたちがいのちの学習やふれあい体験を通して、性(心とからだ)に関する正しい知識を学ぶ。	こども未来課				市内の学校(小・中・高校生)を対象に実施	100
高齢者学級	自殺対策に関する講座等を行うことで、高齢者への啓発を行う。	生涯学習課	○			—	—

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	実績値(R4)	達成率
人権教育推進	人権週間において、全中学校を対象に人権教育事業を実施する。	生涯学習課				実施	100

(4) 生きることの促進要因への支援

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	実績値(R4)	達成率
健康診査	ストレスチェックや面談を通して心の問題に気づき、早期相談へつなげる。希望する者には医師の面接指導等を行う。	人事課			○	実施	100
就業支援	求職者に対する雇用・就業機会の創出や就業情報発信等の支援を行う。	商工振興課		○	○	実施	100
生活改善型提案業務	「ファイナンシャルプランナー」を配置し、納税者に対し家計の収支、多重債務、返済計画の見直しなど、生活改善の提案や助言を行う。	税務課		○		年4回相談会開催	100
医療費適正化訪問指導	看護師等の訪問により、医療費負担の軽減や適切な健康管理と状態に応じた適正受診の指導を行う。	健康づくり課	○			看護師による訪問により状態の確認や地区医師会と情報共有を実施	100
人権啓発推進	人権擁護委員が特設人権相談所を開設し、市民の相談に応じる。	市民課	○	○	○	年2回開催	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
消費者相談	消費生活上の苦情、相談等に關し適切な処理及び指導を行う。	市民課	○	○		多重債務問題の相談対応	100
市民相談	市民生活に關わる市民のさまざまな悩みを解決するため、市民相談センターにおいて相談を受ける。	市民課	○	○	○	相談会の開催し相談機会を提供	100
健康相談	健診結果や健康に不安がある人などに対し、保健師・栄養士等が保健指導等を行う。	健康づくり課	○			実施	100
市民生委員児童委員協議会支援	民生委員児童委員の活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	福祉課	○	○	○	分野別に問題を把握	80
要援護者見守り支援	避難行動要支援者の情報収集、登録及び支援を行う関係者の連携、情報の共有を行う。	福祉課	○			実施	100
心配ごと相談所	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行う。	福祉課	○	○	○	実施	100
生活支援ハウス	高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。	福祉課	○	○		実施	100
障がい者相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用の支援。	福祉課	○	○	○	実施	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
ソーシャルクラブ	精神障がい者の自立を促すため、対人関係の改善と生活リズムの取得を促すため、家族や主治医と協力し、学習会等を行う。	福祉課	○	○		実施	100
障がい者相談員	地域で生活する障がい者又はその家族からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行う。	福祉課	○	○	○	実施	100
障がい者の集い	在宅で閉じこもりがちの視覚・聴覚障がい者が集う場所を設け、障がい者同士の交流を図るとともに、各種訓練の実施により自立生活の支援を行う。	福祉課	○			実施	100
コミュニケーション支援・手話通訳者派遣	聴覚などの障がい者が、地域社会で生活していく上で、相手方に意思を伝えたい場面での通訳介助を行う。	福祉課	○	○	○	実施	100
福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障がい者が、低額な料金で居宅その他の設備の利用支援。	福祉課		○		実施	100
地域活動支援センター	障がいのある人に、創造的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行う。	福祉課	○	○		実施	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
児童家庭相談室	家庭児童相談員等により、ネグレクトなどの要保護児童の支援を行う。	こども 未来課	○			実施	100
地域子育て支援拠点	子育て中の親と子の交流等を促進する拠点を助成する。	こども 未来課				実施	100
母子（ひとり親）福祉事業	母子寡婦福祉会への助成、母子自立支援員による各種相談等を行う。	こども 未来課	○	○		実施	100
養育支援訪問	家事や育児をすることが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児などを支援する。	こども 未来課	○	○		実施	100
妊婦健診・産後母子ケア・乳児家庭訪問・乳児相談	個別の健康診査や産後、家庭訪問や乳児相談等による母子への心身のケアや相談・育児サポートを行う。	こども 未来課				実施	100
自立相談支援	生活困窮者からの相談に応じ、就労支援を含め生活全般に渡る包括的な支援を行う。	保護課	○	○		実施	100
住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、家賃相当分の給付金を支給する。	保護課	○			相談あり支 給実績なし	—
酪農・肉用牛ヘルパー組合支援	計画的な休日を確保することにより経営者のメンタルヘルスに寄与する。	農林課			○	実施	100

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
市営住宅管理	生活の基盤である住居を市営住宅として管理する。	都市計画課		○		実施	100

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業・施策名	取組内容	担当課	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 營	実績値 (R4)	達成率
子どもの悩み相談	学校に「心の教室相談員」を配置し、不登校児童生徒に対して学校復帰を目指した通級型心の教室「つばさ」を開設する。R3から「南島原市適応指導教室」に名称変更	学校教育課				実施	100
青少年教育推進	各種公民館講座や学習会等を実施し、児童生徒や若者の豊かな人間性を育む。	生涯学習課				実施	100
放課後子ども教室推進事業（寺子屋21）	放課後や土曜日等に、市内の子どもたちが地域住民との体験活動や学習活動等の取り組みを推進する。	生涯学習課				実施	100

第4章 自殺対策における取組み

1. 施策の方針

本市の自殺対策は、3つの施策で構成されています。

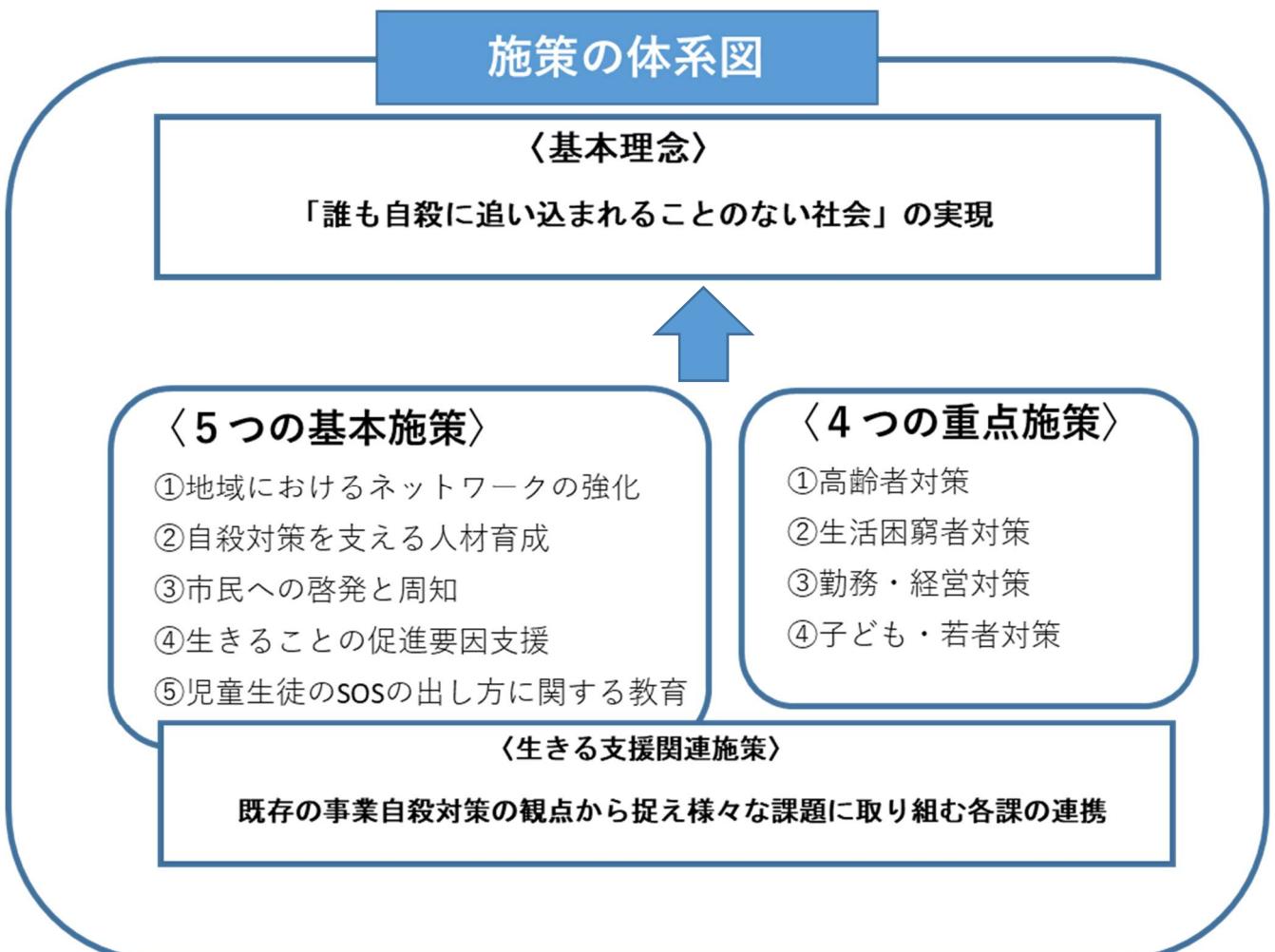
1つめは、国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において全国的に共通して取り組むべきとされる「基本施策」です。

2つめは、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」です。

3つめは、その他の事業をまとめた生きる支援関連施策です。

「基本施策」は、地域で自殺対策を推進するために欠かすことのできない基盤的取り組みです。「重点施策」は本市において特に自殺の実態が深刻である「高齢者」「生活困窮者」「勤務経営」及び国が推進している「子ども・若者」に焦点を絞った取り組みです。

このような体系で自殺対策を捉えることで、本市の自殺対策を「生きるために包括的な支援」として推進していきます。



2. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職業の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携・協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関・関係団体が連携・協働する仕組みを構築し、地域のネットワークの強化を進めます。

①地域における連携・ネットワークの強化

②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

【目標値】

項目	数値	考え方
自殺対策推進本部会議の開催	年1回	継続実施
自殺対策庁内連携会議の開催	年1回	継続実施
自殺対策ネットワーク会議の開催	年1回	継続実施

(2) 自殺対策を支える人材育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

①行政職員・支援者等を対象とする研修の実施

②学校教育・社会教育の場における人材育成

③市民に対する研修による人材育成

【目標値】

項目	数値	考え方
ゲートキーパー養成講座の開催	年1回	継続実施
自殺関連の研修会や講演会における理解度	年1回	継続実施

(3) 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につながることができません。そのため、行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、また、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。

- ①リーフレット・啓発ポスター等の作成と周知
- ②市民・民間団体等に向けた健康教育・講演会・イベント等の開催
- ③メディア・インターネットを活用した啓発活動

【目標値】

項目	数値	考え方
啓発リーフレット等の作成・配布	3,300部	住民対応の窓口に配置、市内イベント時に配布
市広報紙での啓発	年2回	継続実施

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことです。このことを踏まえ、こころの健康を保持するための支援、相談支援事業の実施、居場所作りの活動、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

- ①こころの健康を保持するための支援
- ②相談支援事業の実施
- ③居場所づくりの活動
- ④自殺未遂者への支援
- ⑤遺された人への支援
- ⑥その他生きることの阻害要因の減少、促進要因増加への支援

【目標値】

項目	数値	考え方
自死遺族支援事業	年2回	継続実施

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

- ①児童生徒のSOS出し方に関する教育の実施
- ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

【目標値】

項目	数値	考え方
市内中学校において自殺対策に関連する教育の実施	年1回	継続実施

3. 重点施策

基本施策ごとに掲げた方向性について、今後5年間でより重点的に取り組む事項として重点施策を定めます。

(1) 高齢者対策

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、高齢者への「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

- ①高齢者の健康不安に対する支援
- ②社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- ③高齢者を支援する家族等に対する支援

(2) 生活困窮者対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、多分野の相談実施機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組を強化します。

- ①生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化
- ②関係機関とのネットワークの構築と連携

(3) 勤務・経営対策

勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動も強化し、さらには、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等の取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

- ①勤務・経営による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
- ②勤務・経営問題の現状に関する啓発や相談先の周知

(4) 子ども・若者対策

全国の自殺者数は、近年全体として低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者は増えている。そのため、子ども・若者の自殺対策を推進していきます。

- ①いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ②SOS出し方に関する教育の実施

4. 生きる支援関連施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
南島原市いのち支える自殺対策推進本部	本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進する。(庁内連携会議含む)	福祉課	○	○	○	○
健康づくり環境整備	市と運動推進団体との連携を図り、健康づくりの支援体制を強化する。	健康づくり課	○			○
在宅医療・介護連携推進	地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護介護職員、ケアマネージャー等多職種が連携し在宅医療提供の構築を行う。	福祉課	○			
高齢者ネットワーク体制整備	市高齢者虐待防止対策地域協議会を設置し、連携協力体制を整備するとともに、高齢者の自殺実態や課題、虐待や介護との自殺の関連性等について情報共有を行う。	福祉課	○			
地域自立支援協議会	障がい者が社会活動を行うまでの問題点を各関係機関で整理し、支援策を協議・検討することにより、地域で暮らせる環境づくりを行う。	福祉課	○	○	○	○

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
障がい者虐待防止対策会議	障害者虐待防止法の定めにより虐待防止センターを設置し、通報を受けた際の安全対策や事実確認等を行う。	福祉課	○	○	○	○

(2) 自殺対策を支える人材の育成

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
支援関係者に対する研修会	ケアマネージャー・民生委員等地域における支援者を対象に、精神保健福祉制度や精神疾患、ひきこもり等についての研修を行う。	福祉課	○	○	○	○
ゲートキーパー養成講座	地域住民や市職員等を対象に、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るために、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。	福祉課 人事課	○	○	○	○

(3) 市民への啓発と周知

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
「広報みなみしまばら」発行	市の政策や取組み、市の動きや様々な行事などを全市民に伝達する。	総務秘書課	○	○	○	○

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
市政出前講座	行政施策の理解と周知を図るため、市民から依頼があった際に、地域に出向いて説明及び意見交換を行う。	総務秘書課	○	○	○	
LINE 情報発信推進事業	LINE 配信にて市の政策や取り組み、市の動きや様々な行事などを全市民に伝達する。	総務秘書課	○	○	○	○
市民イベント開催事業	自殺対策の連携可能な市民イベント開催時に自殺対策に関する展示や資料の配布を行う。	地域づくり課	○	○	○	○
集落支援事業	拠点施設において自殺対策に関する展示等を行い市民に周知を図る。	地域づくり課	○	○	○	○
自治会長会議運営事務	自治会相互で地域の実態について連携を図ることで、課題の把握を図る。	市民課	○	○	○	○
人権推進研修	市民の人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重の普及を図る。	市民課	○	○	○	○
男女共同参画事業	女性に対する暴力をなくす運動の啓発と周知を図る。	市民課	○			○
ひまわりプラン推進	「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」の計画推進における健康づくり・食育推進運動団体の推進活動及び講演等による市民に健康づくりの啓発を行う。	健康づくり課	○			○
健康福祉まつり	健康づくりや食育に関する情報及び関係機関・団体等の活動内容を市民に提供し、市民が主体的に健康づくりや食育に取り組む意識の向上を図る。	健康づくり課	○			○

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
介護予防	元気な高齢者を対象とし、健康教育、健康相談等の生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う。	福祉課	○			
こころの健康づくり講演	講演会を通じて、心の健康について普及啓発を行う。また、自死遺族に対しては、専門家が、心の落ち着きと平常心を取り戻す相談を行う。	福祉課	○	○	○	○
育児体験学習	子どもたちがいのちの学習やふれあい体験を通して、性（心とからだ）に関する正しい知識を学ぶ。	こども未来課				○
奨学資金貸付事業	支給対象の学生に相談先一覧のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	教育総務課		○		○
高齢者学級	自殺対策に関する講座等を行うことで、高齢者への啓発を行う。	生涯学習課	○			
人権教育推進	人権週間において、全中学校を対象に人権教育事業を実施する。	生涯学習課				○

(4) 生きることの促進要因への支援

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
健康診査	ストレスチェックや面談を通して心の問題に気づき、早期相談へつなげる。希望する者には医師の面接指導等を行う。	人事課			○	

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
就業支援	求職者に対する雇用・就業機会の創出や就業情報発信等の支援を行う。	商工観光課		○	○	
生活改善型提案業務	ファイナンシャルプランナーによる家計の収支、多重債務、返済計画の見直しなど生活改善の提案や助言を行う。	税務課		○		
医療費適正化訪問指導	看護師等の訪問により、医療費負担の軽減や適切な健康管理と状態に応じた適正受診の指導を行う。	健康づくり課	○			
人権啓発推進	人権擁護委員が特設人権相談所を開設し、市民の相談に応じる。	市民課	○	○	○	
消費者相談	消費生活上の苦情、相談等に関し適切な処理及び指導を行う。	市民課	○	○		
消費生活広報啓発事業	消費生活上のトラブルにあわないための注意喚起を行う。	市民課	○	○	○	○
市民相談	市民生活に関する市民のさまざまな悩みを解決するため、市民相談センターにおいて相談を受ける。	市民課	○	○	○	○
健康相談	健診結果や健康に不安がある人などに対し、保健師・栄養士等が保健指導等を行う。	健康づくり課	○			○
市民生委員児童委員協議会支援	民生委員児童委員の活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	福祉課	○	○	○	○
要配慮者見守り支援	避難行動要支援者の情報収集、登録及び支援を行う関係者の連携、情報の共有を行う。	福祉課	○			

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
生活支援ハウス	高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。	福祉課	○	○		
障がい者相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用の支援。	福祉課	○	○	○	○
ソーシャルクラブ	精神障がい者の自立を促すため、対人関係の改善と生活リズムの取得を促すため、家族や主治医と協力し、学習会等を行う。	福祉課	○	○		
障がい者相談員	地域で生活する障がい者又はその家族からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行う。	福祉課	○	○	○	○
障がい者の集い	在宅で閉じこもりがちの視覚・聴覚障がい者が集う場所を設け、障がい者同士の交流を図るとともに、各種訓練の実施により自立生活の支援を行う。	福祉課	○			○
コミュニケーション支援・手話通訳者派遣	聴覚などの障がい者が、地域社会で生活していく上で、相手方に意思を伝えたい場面での通訳介助を行う。	福祉課	○	○	○	○
福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障がい者が、低額な料金で居宅その他の設備の利用支援。	福祉課		○		

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行う。	福祉課	○	○		○
児童家庭相談室	家庭児童相談員等により、ネグレクトなどの要保護児童の支援を行う。	こども未来課		○		○
地域子育て支援拠点	子育て中の親と子の交流等を促進する拠点を助成する。	こども未来課				○
母子（ひとり親）福祉事業	母子寡婦福祉会への助成、母子自立支援員による各種相談等を行う。	こども未来課		○	○	○
養育支援訪問	家事や育児をすることが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児などを支援する。	こども未来課		○	○	○
妊婦健診・産後母子ケア・乳児家庭訪問・乳児相談	個別の健康診査や産後、家庭訪問や乳児相談等による母子への心身のケアや相談・育児サポートを行う。	こども未来課				○
自立相談支援	生活困窮者からの相談に応じ、就労支援を含め生活全般に渡る包括的な支援を行う。	保護課		○	○	○
住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、家賃相当分の給付金を支給する。	保護課		○	○	
酪農・肉用牛ヘルパー組合支援	計画的な休日を確保することにより経営者のメンタルヘルスに寄与する。	農林課			○	
市営住宅管理	生活の基盤である住居を市営住宅として管理する。	都市計画課		○		

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業・施策名	取組内容	担当課	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
子どもの悩み相談	不登校児童生徒に対して、学校復帰を目指した適応指導教室「つばさ」を開設。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣することによって、子どもの悩み相談に対応している。	学校教育課				○
放課後子ども教室推進事業（寺子屋21）	放課後や土曜日等に、市内の子どもたちが地域住民との体験活動や学習活動等の取り組みを推進する。	生涯学習課				○

第5章　自殺対策の推進体制

1. 計画推進体制

本計画の推進にあたっては、南島原市が主体となりながら、国・長崎県・近隣市と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

市長を本部長とし、副市長、教育長及び各部等の部長級職員で構成する「南島原市いのち支える自殺対策推進本部」を核にして、庁内連携会議を開催し、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や長崎県との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整・要請にあたります。

2. 市民参加による計画推進体制

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークづくりが必要です。

本市においても、計画を推進するにあたり、「自殺対策ネットワーク」において、計画の推進について評価検討を行います。

第6章 参考資料

1. 自殺対策基本法

(平成十八年法律第八十五号)

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に

応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者的心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二條 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2. 南島原市いのち支える自殺対策推進本部要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きることの包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、南島原市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内連携会議)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

2 連携会議は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、福祉課長とし、委員は、南島原市行政組織規則（平成18年南島原市規則第3号）に規定する課及び室、支所、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局並びに監査委員事務局の職員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、必要に応じ連携会議を招集し、これを主宰する。

5 委員長は、連携会議における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に行われた自殺対策の推進に係る会議は、この訓令により行われた会議とみなす。

附 則（平成31年3月28日訓令第59号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日訓令第28号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長 地域振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長

教育次長 議会事務局長

3. 南島原市いのち支える自殺対策ネットワーク会議要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きることの包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、南島原市いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、市並びに次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者を委員として組織する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察・消防
- (5) 学識経験者
- (6) 民間団体
- (7) その他の団体

2 ネットワーク会議に座長を置く。

3 ネットワーク会議の座長は、福祉課長をもって充てる。

4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

5 座長は、必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第4条 ネットワーク会議の委員及び出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ネットワーク会議の委員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月28日から施行する。

南島原市いのち支える自殺対策計画

発 行 長崎県南島原市
企画・編集 南島原市福祉保健部 福祉課

〒859-2414 長崎県南島原市南有馬町乙 1023 番地
TEL 0957-73-6651
FAX 0957-85-3142
